

議 長	局 長	次 長	主 幹	局長補佐	係 長	書 記

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和6年6月6日(木)					
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午前11時47分		
場 所	第2委員会室					
出席委員	委員長 沼倉憲二		副委員長 佐藤幸淑			
	委員 小岩寿一		委員 千葉栄生			
	委員 佐々木久助		委員 岩淵典仁			
	委員 武田ユキ子		委員 千葉幸男			
遅刻	遅刻 なし					
早退	早退 なし					
欠席委員	欠席 なし					
事務局職員	石川主査					
出席説明員	小野寺まちづくり推進部長 ほか2名 阿部建設部長、千葉建設部参事 ほか3名					
本日の会議に付した事件	所管事務調査 ・中里市民センター建設工事について ・調査項目について その他					
議事の経過	別紙のとおり					

一関市議会委員会条例第29条の規定により、ここに署名する。

委員長

# 総務常任委員会記録

令和6年6月6日

(午前10時00分 開会)

委員長 : おはようございます。  
ただいまの出席委員は8名です。  
全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。  
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。  
本日の案件は、御案内のとおりであります。  
暫時休憩します。

( 休憩 10:01~10:01 )

委員長 : 再開します。  
お諮りいたします。  
本日の調査に当たり、当局から、まちづくり推進部長、建設部長の出席を求めたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通じて、まちづくり推進部長、建設部長の出席を求めることといたします。  
暫時休憩します。

( 休憩 10:01~10:02 )

委員長 : 再開します。  
これより所管事務調査を行います。  
初めに、中里市民センター建設工事についてを議題といたします。  
当局より説明を求めます。  
まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 : おはようございます。  
本日、中里市民センターの建設工事につきまして、御説明をさせていただきます。  
議会の一般質問の通告期限というお忙しい中、説明の時間をいただきまして、誠にありがとうございます。  
中里市民センター建設工事につきましては、5月10日にこちらの総務常任委員会に御説明をさせていただいておりまして、そのときは、工期が延びそうだということでお話

をさせていただいたわけですが、本日は、検証結果と、それから6月3日から工事を再開しておりますが、その今後の工期の見込み、それから工期も延びること、それから金額も契約額も変わってくるということで、契約関係、それから議会等への提案の流れについて、御説明をさせていただきたいと思います。

では、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、1、設計内容の疑義の検証結果でございますが、こちらについては、5月10日にも御説明したとおりであります。設計の内容を精査した結果、この中里市民センターについて、設計の内容については、建築基準法上の基準は満たしておりますが、一関市が発注した設計業務委託で定めた仕様について満たしていなかったということが判明し、これを修正するための内容のことは実施してきたところではあります。

仕様を満たすための設計の修正を実施し、併せて第三者機関による構造計算適合性判定を実施した結果、修正したものは「適合する」ということであります。

2つ目の工事再開後の工期についてであります。

この工事については、これまで、工期については、当初の契約については、令和5年11月20日から令和6年10月24日ということでありました。

3月5日から工事中止をしており、まず(1)で、6月3日にこの工事の一時中止を解除したところであり、工事を再開しております。

それから(2)であります。

工事完成についてですが、この工事の中止、それから工事の内容が変わってきますので、工事の完成については、令和7年7月24日になる見込みであります。

その後、工事はここで終了ですが、完了検査、それから備品等の搬入の引っ越し作業などを行う等、中里市民センターの供用開始については、8月末になるのではないかと考えているところであります。

(3)の工期延長の理由であります。

設計内容の修正に伴い、基礎くい追加工事が発生したこと。

それから、工事中止をしたことにより、一度中止をしておりますので、資機材及び下請業者の手配などにも時間を要するということが主な内容であります。

(4)全体のスケジュールは、次の表に示させていただきましたが、表の下のほうに、準備工とか、くい工事とか、基礎工事がありますけれども、6月3日から再開し、今、その工事を進める形で準備工が、行われているという状況で、今後、くいの工事、それから基礎の工事、それから、どの辺になるかははっきりはしませんが、躯体の工事も進められるということでもあります。

その後、内部仕上工事、外部仕上工事、それから舗装工事などが行われ、完成が令和7年7月24日になるということでもあります。

その後、備品の搬入、引っ越し作業だということでもあります。

このように工事が遅れ、工期が延びますということで、中里まちづくり協議会のほうに、一度、5月31日に再開する前に、この工事が延びますということと、日数については明確にはまだそこではお伝えはしておりませんが、年度を超えるということと、工期について、中里市民センターの所長にまずお話し、中里まちづくり協議会の会長、副会長に対し情報共有、提供をさせていただいたところであります。

その中で、今、(1)番と(2)番で説明した内容について、本日、同様の内容の中里まちづくり協議会のほうに送り、地区の住民の方に情報を共有していただくことという流れを、今、両方で話し合いということでしたところでもあります。

2枚目になります。

今後の契約と、それから議会の関係になります。

契約関係の手続になります。

まず、6月3日付で、工事再開に当たりまして、工事一時中止期間、それから、その前に一時中断した期間もありますので、合わせて工事期間中止期間が90日、それから中断期間は21日ありますので、合わせて111日分について、工期延長のみの変更契約を締結したというものであります。

この時点では、工期については111日分ですので、令和7年2月12日までということではあります。

その後の契約と議会の関係になります。

6月通常会議が、今後、開催されるわけですが、建築工事の請負契約を議決いただいているところですが、この変更の議案について、大変申し訳ないですが、最終日に追加提案をしたいという流れで、今、考えております。

この内容については、請負金額の変更がここに、まず、約ということで記載しておりますが、このぐらいの金額が、今、考えられるということです。

今、精査中ですので、約ということになります。

それから、変更の内容については、本館の構造の見直しによる鉄筋の増、それから渡り廊下及びキュービクル基礎のくい工事の追加、それから工事一時中止に伴う増加費用、それから工期の延長に伴う共通費の増加などです。

その他に記載しておりますが、中里市民センターのこの整備事業については、令和5年度に予算化し、令和6年度に繰越明許費で実施するもので議決をいただいております。

今回、令和6年度中に完成が困難だということになりましたので、令和7年度への事故繰越ということで、今後、進めていくこととなります。

議会での議決事項については、工事名、契約額、契約の相手ということでもありますので、(1)で申し上げたこの期間の変更については、今回、専決という言い方は変ですが、こちらと議会に諮るものではなく、処理をしているところでもあります。

本日の説明は以上であります。

よろしく願いいたします。

委員長：説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発言の際は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

それでは、質疑の方はございませんか。

千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私から、2点ほどお伺いいたします。

請負金額の変更ということで説明がありましたけれども、この入札をしたときの絡みからいくと、公平感というか、そういうことには問題がないのかどうかと、あとはもう

1点が、その設計業者を、今後、市としてどのような対応を考えているのか、お伺いしたいと思います。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：当初の契約等からの不公平感が生じるかという御質問に対してですけれども、もともとのその当初設計で発注した時点で、今回、増工する区域層の工種については、既に入っているものなので、全く新しい工種が増えたわけではないので、そこら辺はそれほど大きく不公平が生じているというようには認識はしていないところです。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：2つ目の設計業者の関係であります。こちらについては、現在、前回の5月10日の委員会のときも少し触れましたけれども、まず工事を再開し、まずこの工事をどのように進めていくかというのは、現在、最優先に進めているところであり、かかります経費がございますので、その分については、業者のほうに賠償請求は行うことで、今、準備を進めておりますが、責任がそれだけでいいのかということについては、契約の担当部署も含めて、今後、検討というか、しっかりと調査しながら、考えていかなければならないと思っております。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：まず1点目ですけれども、元から入っていた金額なので、その不公平感はないという説明でありましたが、実際、今回、修正で請負金額の変更をするわけで、それが含まれていたのに、この金額の変更ということが出てくるということからいくと、この入札時の3億745万円の金額からいっても、約8,000万円ぐらい増えているわけですけれども、その許容範囲内というその認識というか、そういうのはどういうものなのでしょうか。

委員長：暫時休憩します。

（休憩 10：17～10：28）

委員長：休憩前に引き続き再開します。

まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：千葉栄生委員からの質問ですが、先ほど2枚目の3の(2)のところでは若干触れましたけれども、(2)の②が、今回、建築工事で追加に、それから増加になるものであります。

本体の構造の見直しに鉄筋が増えるということ、それから、渡り廊下や、キュービク

ルという電源を持ってくる、電気を持ってくる、そういう基盤のところがあるのですが、そういうところの基礎のくい工事が合わせて11本あると。

それから、工事の一時中止をしたわけですが、その伴う増加費用、あとは、工期が、結果、延長となるということで、この共通費の増加ということで、これが合わせて、現在、この設計の中で見込んでいるのが約3,890万円ということで、現段階ではこの金額が増えるということで、変更契約をしたいというものであります。

委員長：武田委員。

武田委員：今回、このようなことになって、第三者機関に調査してもらったという話ですが、いづれ、このことについて費用が発生したのだと思います。

こういう費用というのは、前回の説明では、こういった事態の対策として、今後は、こういった機関を経て進めるという説明もあったように記憶しておりますが、そういったものは、費用負担はどこに盛り込むものなのか、全てがそういうことになるということなのか。

それからもう一つ、今の話ですと、施工業者は上がってきた設計図を基にどうのこうのという話で、そもそも今の話ですと、この工事は強度を強化したものだとかという情報は、口頭では知るでしょうし、現状を見れば、施工業者は地元の業者では誰でも分かっている状況という、これからやる計画とかなんとか、ただ、そういったものの共通認識というものをきちんと持っていないと、後手後手になってしまったりとか、あるいは、みんなの鋭い目でいろいろと、例えば落ち度というのはあってしかるべきみたいなどころもありますから、そういうものを防ぐためにも、やはりそれぞれの関わる方々は、今回の設計については、特別だという認識を持つ必要があるのではないかと思います、その辺の対策の、今回のこの事案がそういったそれぞれの共通認識がなかったところにもあるのではないかと思いますので、その辺のことについて、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長：金今都市整備課課長補佐。

都市整備課課長補佐：第三者機関への構造計算適合性判定をして、今回は構造計算、その他が適合だったというように判定が下りております。

こちらの判定機関は、横浜市に本社のあるビューローベリタスという会社に、第三者機関のほうに出したわけなのですが、この規模の構造計算の仕方では、第三者機関に出す構造計算適合性判定というものは、本来であれば不要なものなのです。

そこまで構造計算適合性判定というものを出すという施設というのは、もっと大型のものとか、特殊なものを想定しているわけなのですが、毎回、こういったところを使ったらいいのではないかとということもあるとは思いますが、そこまでやるものではないというものです。

つまり、今回はそこまでやらなくてもいいのですけれども、構造計算に疑義があったということが判明したことから、構造計算のそのやり方、方法論を第三者機関にも見て

もらいましょうということで、こちらで任意的に第三者機関に見てもらったと。

その結果は適合であるというように言われましたので、今回、その数字を基に、鉄筋の量が少し増加するものも出ましたし、そういったもの、先ほどまちづくり推進部長が言ったとおり、渡り廊下には本数、幾らかくいが追加になりますし、キュービクル基礎にもくいが必要になったというのが判明したということで、追加になったものでございます。

ですので、何回も言うようでございますが、そもそもとして、構造計算適合性判定の第三者機関へ出さなくてはいけないという事案ではなかったと。

今回、設計に疑義があったがために、第三者機関に出したというものでございます。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：2つ目の武田委員からお話があったのは、今回の事案を受けて、どのように対策を取っていくのかということだと認識したのですが、今、金今都市整備課課長補佐が話したとおり、本来、今回の案件の建物については、構造計算は必要ではなかったということですが、結果として、構造計算をしなければ、誰も証明できなかったということにならざるを得なかったということでもありますので、こういうところが次から発生しないような何かを、完全なチェックがどこかでし切れなかったということもあるのだと思いますので、そういうところを、今回は学んだということで、そういうところの確認等もきちんとしていかなければならないと。

この対策については、これから実態、先ほどもお答えしたように、全体をまだどういった状態だったかという整理も最終的にはできていませんので、そういうところを確認しながら、今後の対応は考えていく必要はあるというように思います。

委員長：武田委員。

武田委員：分かりました。

そういう中で、今回は完成しないうちに、そういった途中でかなりそれぞれが大変な思いをしているわけですが、その修正をして、工事再開というところに至ったということです。

こういった機関に頼まざるを得ない事態を招いたのは設計業者にあると思うのです。

いろいろと打合せをしたり、その契約の内容には、きちんと持ったにもかかわらずとすれば、恐らく第三者機関にこういったことを発注すればそれなりの費用が発生するということですが、設計業者の負担になるという、私はそのように理解をしますが、よろしいですか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：今のその第三者機関へ、確認を頼んだ分については、今、お話しいただいたように、設計業者のほうへ負担を最終的には求めなければならぬと思っております。

委員長：そのほかありませんか。  
岩渕委員。

岩渕委員：では1個ずつ質問させていただきます。

まず、関連ですので、2ページ目のその請負金額変更の金額ですが、先ほど大体項目がありましたけれども、具体的に項目と、あと金額。

項目に対してどのような金額が、最終的には責任の所在を、どの額をどのように責任なのかという確認をするため、金額についても内訳を教えてくださいと思います。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：今、内訳というお話でありましたが、本来、内訳が完全に出来上がってれば、初日提案ということも考えてはありましたが、今、その内容をきちんと整理しておりましたので、その時間を要するというので、最終日の提案をさせていただきたいとで考えているところであります。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：それでは、金額を聞いてから、どの部分が一関市の責任で、あとは業者の責任かというところを確認したくて、まず聞いたわけですが、要は強度の疑義が生じたことが今回の大きな原因で、このように追加議案になっているかと思うのですが、今の段階では、これらの先ほどの第三者機関への調査もそうでもありますけれども、基本的には、今回の部分に関しては、最終的には業者へ請求をしていくような考え方でおられるのかどうかをお尋ねします。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：ある程度、今回、その設計の内容がよくなかったということが生じた、疑義が生じて、設計を修正したことに伴う負担、その工事にかかり増しする分というのはある程度はじいているところであり、その分については、本当にぎっくりの話で申し訳ないのですが、約2,000万円強と、これは工事の分として考えております。

それから、工事の分だけで話しますが、それ以外に、本来、正しく設計されていれば、かかるであろうというものが1,300万円から1,400万円ぐらいということでもありますので、それからあとは工事中止の分、これも数百万円、工事中止の施工業者側が負担している分も期間にありますので、そういうのも数百万円あるということで、合わせて、今回、この請負金額の変更の3,890万円ぐらいになるということで、お示しをさせていただいたところでもあります。

委員長：小野寺まちづくり推進部長、続けてください。

まちづくり推進部長：責任ということですが、いずれか増しする分については、設計業者にあるというように我々は認識しております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今度は、その手続として、今回、6月通常会議に提案した後に、そういった責任部分を業者と確認しながら、どのように整理をしていく予定なのでしょうか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：金額は先ほど申し上げたとおりですが、これから請求の仕方については、今、弁護士とも相談を始めたところであり、どこからどこまでが請求すべきかというところもきちんとまとめながら、今後、そういう整理をしながら、順次準備ができたものから請求をしていくという考え方があります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今の点は理解いたしました。

次、3の(1)に関しては、延長した部分ということは、専決をやられたということではありますが、確認ですけれども、ここに関する金額自体は発生していないという捉え方でよろしいのでしょうか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：工事中止期間に生じたその増分というものはありますので、それについては、また後で、この増工分に対応することになると思います。

なので、今回の変更は、工期だけの変更だったのですけれども、その中止期間中に生じた仮設材のリース代だったりとか、そういったものは次回の変更のときに増工することになると思います。

それについては、先ほど、まちづくり推進部長も言われましたけれども、また後で、その賠償請求をするような形になると思います。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：先ほどの説明の中で、専決をしたという言葉遣いをしたので、そこ、専決をしたという理由に関しては、金額的なものと、緊急性があれば、もちろん専決はできると思うのですが、どのような位置づけで専決をしたという言葉を使ったのかをお尋ねします。

委員長　：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：すみません、専決という表現が使われましたが、いずれ、工期だけでありますので、これは事務執行の分であり、議会にこの工期の延長分は諮るものではありませんという意味合いで、そういう表現を使ったところであります。

委員長　：岩淵委員。

岩淵委員：分かりました。

最後ですけれども、戻って1ページ目の最後ですけれども、最終的には、やはり住民への説明が必要だと思いますし、もちろんそれに市民センターの所長もしくは中里まちづくり協議会のほうにも説明が必要だと思うのですが、まず5月10日に常任委員会を開いて説明をした後に、5月11日に中里まちづくり協議会総会において進捗状況を説明したというようにありますが、このときの市民の反応、もしくはその総会の中での意見とか、こういったものがあつたのかお尋ねします。

委員長　：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：5月10日に総務常任委員会で説明後、5月11日に、中里まちづくり協議会の総会のほうに来て説明をしてほしいということで、私が出席し説明をしたところでありますが、当初から、会長のほうからも、今日は質問はしませんということで、市側から説明だけしてくださいということで、ましてや、その日、新聞にも、地元紙のほうにもこちらで説明した内容が出ましたので、何かもっと期日的なものを言えるのであれば言ってくださいというだけの話であり、私からは総務常任委員会で説明した内容と同じ内容を繰り返して説明しただけでありますので、質問は特にありませんでした。

委員長　：岩淵委員。

岩淵委員：どういう意図でそういった質問をしないようなお計らいをしたのかどうかは不明ですけれども、今後、例えば5月31日には、所長と会長、副会長で説明をされていますけれども、今回もこの説明が終わった後に説明に入るといいますけれども、そのトップの方だけではなくて、その地域の部会なのか、担当なのか、あれですが、広くその状況を新聞だけではなくて、きちんと説明に入って理解を求めていく、不利益を被っている部分があるかと思っておりますので、そういう分も、文書等も含めて、必要があるかと思っておりますが、そこら辺の検討状況についてお尋ねします。

委員長　：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：すみません、先ほど最初の説明のところできちんと申し上げればよかったのですが、5月31日に中里市民センターの所長と打合せをした中では、どうしても年度

内にも終わりそうにないので、もう少し延びますということを説明しなければならないので、あとはどのように、以前から地域の方々を集めて説明会をしたいという相談はしておりましたが、どうしても、なかなか集めにくいということで、役員も少し集めにくいということでありましたので、まず5月31日にどうしましょうかという相談を兼ねて、状況の説明に行つたと。

その中では、これからまた集めて説明をするよりは、まず6日にこちらで、今日、総務常任委員会があるということをお話ししておりましたので、そこで説明した内容、この1枚目の内容になります。

これと同じものを中里まちづくり協議会のほうにはこの紙面でお渡しすることにしておりましたので、これが今度、地域広報紙の中で周知したいという考え方でありましたので、そのようなことで今、お願いをしているところであります。

あとは、どうしても説明が必要だということであれば、その対応はしなければならないというように考えております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：私から1点、関連としてということで確認させていただきたいのですが、今回、請負金額の変更というのは大体理解はいたしました、令和5年9月に当初予算として、中里市民センターの整備事業費として御提示いただいた中での委託料の部分が1,500万何があったと思うのですが、今回の事案を受けて、この委託料はどうなるのか、考え方の部分も含めて、教えていただきたいと思えます。

委員長：では暫時休憩します。

( 休憩 10:50~10:52 )

委員長：再開します。

照井都市整備係長。

都市整備係長：委託料については、今、契約しています工事監理者の業務委託の分の費用になります。

それが、今回、委託して、繰越しをしている状況になります。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：そうしますと、今回の設計業者への委託料ということではなくてという理解でよろしいですか。

委員長：照井都市整備係長。

都市整備係長：設計者への委託料ということではありません。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：中身は分かりましたが、それを今後、これはもうそういった部分であれば、変更なしということなのかどうなのかという最初の質問に戻るのですけれども、この委託料についての考え方、もし支払い済みであれば、そこも含めてお願いしたいですが。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：設計業者への委託料については、既に令和5年度に全て支払い終了済みであり、こちらについては、今回見直した分についても、あくまでも設計業者の契約した内容でのミスというか、間違いの分でありますので、設計業者で全部直していただくので、委託料が増えるものとしましても、払う委託料が増えるものではないということがあります。

あくまでも繰り越して、繰越予算となっている今回の中里市民センター建設工事関係の委託料については、工事監理業務にかかる委託料などが1,500万円ということになります。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：変わりはないということですか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：そうです。

委員長：武田委員。

武田委員：今、ずっとやり取りを聞いていて、前回は何となくはっきりした返答はいただいてないということですが、これらの一連のこのような事態になったことについて、職員方も心を痛めたり、責任を感じたりという部分があったようですが、やり取りを聞いていますと、その設計業者が市の発注した内容に基づいた設計書を上げてこなかったということに尽きるという中身でのこの進め方であろうと思っているのですね。

そうしたときに、いずれ、今までもいろいろな工事発注等に基づく設計依頼などもしているのだと思いますが、その設計業者に対するペナルティー、金銭的なものに発生したのものについては当然ですが、それ以外にも、例えば入札の関連ですとか、長期にわたるものになるのか、どうしていくのか、いずれ、このことについては、多くのその関係者、特に中里地域の方々には大きな御迷惑をかけたということもありますし、またこれが発覚しなければ、また後々、大変なことになったという重大な案件であります。

そうした中で、何もなかったという話はないだろうと思いますが、現時点ではどのような今後の対応を考えているのかについて、あれば教えていただきたい。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：設計業者の責任ということになるかと思うのですが、まず市が被った被害、市がというか、市民が被った被害額、被害相当額については、やはり請求すべきものというように思っております。

これは、順次精査しながら、先ほど申し上げましたとおり、弁護士と相談しながら、きちんと請求をしたいというように、今、準備を進めているところであります。

それから、それ以外のペナルティーというお話がありましたけれども、これについては、私の段階で、今、明言はできないところでありますが、何らかのそういうきちんと整理をしながら、どういういきさつで、どうなっているか、それから、その市の指名業者に登録されるべき方なのかどうかというところのこととか、昨日は別件で新聞にも載っていましたが、指名停止というのもありましたけれども、そういうものはしっかりと調査をしながら、今後、市全体で検討されていくものだと思っておりますので、今の段階では、どうするかとかということは、明言はできないところであります。

委員長：武田委員。

武田委員：いずれ、そういった流れの前段としては、今回のこういう事案がなぜ起きたかというものについて、発注内容の確認等、それに基づいた設計書作成に至るまでの、やはり社内での事業者の中で、このようなことと、このようなことと、このようなことがうまく回らなかったのも、このような事態に陥ったというてんまつ書みたいなものとか、発生原因というものはっきりさせたものを文書的に上げておこうとしていただかなければ、今の次のその私が申し上げるペナルティーに進むときのそもそもの資料として必要なのではないかと、通常、私はそのような明確なものをきちんと都度都度に、厳しい中にもやはりこのような事態ということが二度と起きないためにも、発生原因をはっきりさせるべきだというように思いますが、今の時点では、業者からの何らかのそういったものが上がってきているのでしょうか。

委員長：金今都市整備課課長補佐。

都市整備課課長補佐：設計業者のほうからは、これまでの内容について、てんまつ書的なものは上がってきておりません。

設計事務所からはです。

今、武田委員がおっしゃりたいのは、この全体像、市の発注側の取組方もあるでしょうし、一概に設計事務所に出したのが、設計が全部駄目なのかということでもないのかと。

私たちの市職員側もチェック体制がもう少しできたらというのもありますし、双方、

若干あると思います。

ただ、設計事務所からのこういったことは、今まで私たちとすればなかったものでしたので、性善説ではないのですけれども、正しいものが上がってきているものと解釈してやっておりましたので、そのあたりは私たちも少し勉強するところがあると考えています。

委員長：武田委員。

武田委員：今の話は少し腑に落ちません。

今の一連の流れだと、設計業者は設計どおり、その依頼どおりの設計が上がってこないというものに私は受け止めたのです。

ですから、その中での関わりとしての責任感というものは持っていただくのは当然だと思いますが、発生原因というものがはっきりしないと、これ今後の対策につながりませんし、それから、いろいろな費用を弁償させるとか、ペナルティーを科すとかというときのきちんとしたそういったものが、向こうからこのようでございましたというものをいただかない限りは無理なのですよ。

そういうことを申し上げているので、やはりそういうやり取りはすべきと思いますが、いかがでしょうか。

委員長：阿部建設部長。

建設部長：発生した原因であるとか、その再発防止策とかという、そういったものを含めたてんまつ書は、きちんと文書で取り交わしとか、提出していただくことになると思います。

それについては、きちんと整理をして報告をしてもらって、次につながると。

それはそれであって、さらに、やはり成果品をこちら側できっちりチェックする体制であったりとか、発注までのチェックというのはまた別に必要だと思うので、それは部内でしっかり対策を検討して実施していきたいと思っております。

委員長：そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：質疑はないようですので、以上で、本案件に対する質疑を終わります。

以上で、中里市民センター建設工事についての調査を終わります。

職員退席のため、休憩します。

( 休憩 11:03~11:14 )

委員長：再開します。

次に、調査項目についてを議題とします。

当局から、まちづくり推進部長の出席を求めました。

これより、当委員会の行政視察で確認した事項について、当局との懇談会（意見交換）を行います。

初めに、本日の進め方について説明します。

当委員会では、「公共交通の現状と今後の在り方について」をテーマに調査を行っておりますが、その一環として、5月28日に長野県松本市において「地域公共交通の取組について」の行政視察を実施いたしました。

本日は、行政視察で確認した事項について、同行した担当部長と懇談・意見交換を行い、理解を深めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、発言の際は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いいたします。

また、発言は簡潔明瞭にお願いします。

それでは、皆さんから、今般の行政視察についての発言をお願いしたいと思います。

武田委員。

武田委員：取組の内容云々かんぬんという前に、市民アンケートという、市民の意向調査というのがかなり重視されたまちのその体質というか、考え方に私は共鳴をしました。

いろいろな施策を展開する中で、やはりどうしてもそういう手間暇のかかることを手抜きするというのは、そういうように感じる場面が結構多いのですが、こちらではそういうことを市民の本当にきめ細やかなアンケートなどによって事業の展開をするという前段のリサーチをやっているということですが、その反面、そういったことの中身から、視察先でも委員長がお話したように、そういう意向の中で、ある程度の基準をやるということになると、こういうのは望まないとか、道路を使わないとかとなると、どんどん縮小の方向に行くのではないかという部分のその歯止めをどうしているのかを興味深く研修してきたというのは感想でございます。

特に、実際のこの公共交通に関連したものではなくても、そういう松本市の考え方というものについては、やはり本市としても学ぶべきところがあるのではないかと感じました。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私もこの公共交通の視察をした中で感じたことは、やはり様々な取組をしている中で、市民の声を聞きながらやっている、利用者の声を聞きながらやっているというところに、私もすごいなと思っておりました。

そこで、一つ思ったのは、まだ始めた過程の段階だったので、これからどうなるかというところもあるとは思うのですけれども、一番課題であるこの高齢者の対策がまだまだ届いていないということが、この松本市でもあったというところで、やはりこれは共通課題であり、このキャッシュレスも含めてですけれども、こういう取組をどのように展開していくかということは、興味深くこれからも調査する必要はあるのではないかと感じました。

以上です。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：もう1点、これはこの報告のぞきではないのですけれども、やはり松本駅に行ってみた感じでいくと、本当にバス停がすごくきれいだなど、利用したくなるなどという感銘を受けたので、やはり一関市もバス停の環境美化ではないのですけれども、利用したいと思えるような環境にできればいいのかなという感想も持ちました。

以上です。

委員長：そのほか、松本市の視察に行き感じたことを含めても結構ですので、何か発言される方があったらお願いします。

佐藤委員。

佐藤委員：私も非常に有意義な視察だったなというところでした。

最後の御挨拶の中でもいろいろお話をさせていただいたのですが、やはり大きくは、行政として、自治体として、交通課といいますか、組織が構築しているというのがちょっと驚きましたし、逆に言うと、その松本市の本気度がうかがえたというように思っております。

あと、細かいといいますか、具体的な取組については、キャッシュレスあるいはラストワンマイル対策等、今後も研究をしていきたいというように思っている内容は様々あったのですが、衝撃的だったのは、かなりの路線で何回にもわたってスクラップ・アンド・ビルドといいますか、非常に検討して、路線の廃止であったり、あるいは追加であったりというのを繰り返してやっているというのは、やはりすごい労力がかかることで、市民の皆様にもダイレクトに伝わる活動だと、取組だというように思っております。

当市も、やはりJRのダイヤを含めそうなのですけれども、その鉄道と公共バスというのがなかなかリンクしていない部分が多くありますので、そういった部分でのスクラップ・アンド・ビルドというのも実際にやっているのが、100%の回答ではないにしても、取り組まれているというその実態が素晴らしいというように思いましたので、当市でもそういった取組をする必要はあると感じました。

以上です。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：所感と若干の質疑も含めてですけれども、松本市の人口規模とか、あとは人口の集中度の部分は、当一関市の部分と共通する部分もあるし、違う部分があったというように思いますけれども、私が一番感じたのは、当市の中の課題というのは、やはり8町村それぞれの地域の中でデマンド交通という捉え方をすると、その地域内で動くことは考えているけれども、その地域を越えたりとか、あと一関市の場合は、登米市とか、栗原市

とか、気仙沼市とか、他市への地域も含めた越え方の交通手段に対するニーズが高いわけですが、現在のその計画の中では、あくまでも既存の交通機関を維持しながら、どのように空白地帯をという捉え方で進められている中で、松本市はそれも含めた全体の交通網を集約しながら計画を立てているなど。

そこが、なぜそこまでの捉え方ができているのかなというところが、すごく私の中では衝撃的な部分がありました。

ただ、その中で、共通している部分の課題としては、やはりまだまだ空白地帯があって、そこの人たちの中は試行錯誤しながらやられているというところではありましたが、そこは松本市が今後の活動の中で勉強するところがあると思いましたが、その上で、その最初の前段の部分で、その地域枠の捉え方のところの違いを、部長としてはその部分を、今、当市はなかなか既存の交通機関を維持するということがあるから、変えられない部分はあると思うのですけれども、その違いについての所感というか、所見については、どのように考えたのかを意見交換したいと思いました。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：ありがとうございます。

実は私の一番今回行って見て感じたのはそこでした。

そもそも衝撃的だったのは、交通部を設置しているということであります。

中核市でありますので、それは必要だったのだろうというように思いますが、当市の場合はまちづくり推進課の中に公共交通係が2人で担当しており、あとは、今、岩渕委員からお話がありましたけれども、その地域ごとに事務を担当する職員がいて、それぞれがいろいろな調整をしながら、地域の運行を守っているという感じなのだということで、この状況、市長は合併してもう来年は20年になるよというところの話をしている中で、いつまでこの地域ごとのお話をするのだろうということは私は感じてまいりました。

市長のほうに復命して、そういう交通再編が必要なのでは、そういう人も集めながら、きちんとしたある程度バスの再編というのをしていかないと、結果、地域で走っているのでダブリ路線なども出ているのではないかとということもありますし、それから、空白地帯という意味合いをすると、松本市は明確だったと思います、路線がはっきりしているので。

一関市は、各拠点を結ぶネットワークというごと、地域ごとということをやっているので、これってどこが空白地帯なのだろうということが、何か疑問視してしまったところもあります。

今日は懇談なので、だから、きちんとやはりそういうところ、担当者がばらばらにしているのではなくて、みんなで集まって、どうしたらいいのかと。

地域の課題はそれぞれあると思うので、どうやっていったらいいかということを整理しながら、あとはラストワンマイルというところをどういうように、市民、それから各地域で活動されている方の協力を得ながら、どういうように交通ネットワークの中につなげていくかということをやったり考える時期、一つのいい事案として勉強になったなどというように思ったところです。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：私も一つ、いろいろ出たので、ダブらない範囲のところで、松本市と一関市の共通性で言えば、広域性、広いというエリアに満遍なく人が住んでいるというところの生活の足をどのように対応するかという視点で見えてきたのですが、松本市は部を設置して、プランニングをして取り組んでいるという過程の中で、一つには、既存の路線整理をして新たな対応をしているというところが、まずは大変すばらしいなというところと、それから、新たな対応の中に、その既存になかったチャレンジをいろいろしているというところは、さすが先進地といいますか、視察に値するなと思いました。

特には、その中で、予約の乗り合いバスを新たに期限付ではあるけれども試行をして、現地等の兼ね合いをもうすり合わせをして、随時リアルタイムで見直しをして取り組んでいくと。

そこに頂いた資料を見ると、国の交付金対応といいますか、メニューがあって、その交付金が得られるという内容の表記もあったのですが、部長のほうでそういう国のメニューというものの把握というので、この予約乗り合いのバス「のるーと松本」というのですか、これをスタートさせたと、それは国の認可・認定を受けて、取り組んでいるというように説明を受けたような気がしたのですが、そういったいろいろなメニューがあって、一関市でもそういう可能性として、情報をキャッチしているのかどうなのかなというところを少しキャッチボールしてみたいというように思いますが、どうですか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：「のるーと松本」というよりは、皆さん、今日は持っていないと思いますが、国は補助とかをいただくには、まず利便増進実施計画みたいなのをきちんとやはり欲しいわけで、そういうのをつくってということで、そういうのをつくりながら、あとは、こういうことをやれば補助対象になるとかいうものがあるので、まず利便増進計画というのはつくっていかねばいけないということ、それがまずベースになります。

そういうもの、やはり必要になってきたそういうもので、ある程度、国の交付金とかなどを使いながら、やっていかねばいけないだろうというようには思っていますので、ちょっと今、そういう整理をしながら、これからどんどん、岩手県交通などはまだまだ多分縮小はするのかなんていうことも考えながら、そういうのを利便増進実施計画みたいなので対応していかないと、市だけの補助、単独の事業だけではできないので、国からの交付金は頂きながら、それからあとは県の活用できる補助なども使いながら、やっていくしかないだろうというようには思っています。

何かこの国のほうでは共創ということで、市単独ではなくて、みんなでいろいろところで共創ということで、共に創っていくということがあるので、そこにきちんと乗っかるような形で考えていく必要があるみたいです。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：今の共創というか、要するに事業者、それから支援する行政、そして一番がやはり利用者、要するに、使う人の満足度というか、あるいは意向というのがかみ合わない、既存私の認識では、特に我が大東地域が多分市のバス事業の総予算の約半分を消化している実態からして、既存の路線バス、それから市営バスは、今までの路線ありきといますか、要するに、基本あったものをなくしては困るという住民意識から、今まであるものを維持しているという状態なのかなというように認識しておりまして、走っているバスを見ると、空気を運んでいるという状態がかいま見られるので、今回視察してきました、例えば今、例示しました「のるーと松本」みたいな、やはり足の確保とかかかる費用、そして、それを運営するシステムをきちんとかみ合わせるためには、いい参考事例になったなと思うし、我が一関市でも今後検討するときに、そういったものを生かしていくべきかなというように思いましたということで、終わります。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：感じたのは、やはりその市民の足を確保するための行政の取組の姿勢、マンパワーがすごいではないですか、部にして、人口は倍以上いるのだけれども。

それで、公設民営という一つのキーポイントになるのではないかと思うのだけれども、一関市を見れば、民の力がまずほぼ今はなくなってくるというように見られる中で、公設民営というのはなかなか難しいと思う。

松本市はいろいろなタイプのものをやっているのだけれども、足の確保というのは、本当にどこまで確保すれば市民が満足するのか、それがきちんとしてないから、バスを走らせたり、デマンドタクシー、いろいろなことをやるけれども、どれやっても全然駄目、今ね。

どれやっても、人が減っていくのだから、乗る人がいなくなるのだから。

だから、市民の足の確保をどこまでやったらいいのかということが最初でない限り、幾らこれいろいろなことをやったって全然駄目ですよ、金だけかかって。

だから、戸口から戸口まで全部やればというと、そうではないと思うので、そこら辺で、これぐらいまでだったら市民も我慢すると思われるし、お金のこともあるし、その辺の折衷できるところを見つけていかないと、担当が2人でとてもできるような代物ではないというのはつくづく感じました。

以上です。

委員長：武田委員。

武田委員：今、佐々木委員がおっしゃったとおり、私も大東地域にはしょっちゅう行くのですが、たまたまですと、同じ赤いバスが3台ぐらい同じ方向に、その間隔を置かないで走っていると、異様な風景を見ることが多々あります。

そういうことで、岩淵委員がおっしゃったように、やはり地域粋みたいなものを取っ

払うということからスタートしないといけないと。

しかし、それは行政ではかなり旗振りは難しいと思うのです。

先ほどの話の中身では、やはり住民の方々は今までのサービスは残してほしい、乗るか乗らないかは二の次だと、あつて安心みたいなどころがあるというものをどうするかというのは、やはり私どものような市民と密着した議会なり議員がそういったものを検証するなり何なりして転用していくと。

そういう中での一関市が、それに対する調査なり取組なりを考えていくというスタンスなのかなと思うので、総務常任委員会はそのことにもかなり深入りをしていく必要があるというようには認識をしておりますし、そうあればいいと思います。

もう一つは、地域で回しているものとか、運送法に引っかかるのか引っかからないのかというものについては、何となくそのところは明確なその御指導はいただけなかったという中で、今後、そういったものが解禁になるということもあると思いますが、あれが本当に堂々と市民の方々をお願いしてとなれば、かなり今の地域性とか何とかの代替として有効な手段になると思うので、その辺も、私どもとしても国の制度なり何なりの中で、どうやったらそういった地域なり集落なりで回せるかというものを研究していく必要があるのではないかというように感じました。

以上でございます。

委員長 : そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、それでは、小野寺まちづくり推進部長からお願いします。

まちづくり推進部長 : いろいろ御意見いただきました。

ありがとうございます。

皆さんおっしゃるとおりだと思います。

当市の場合は、やはりまず一回きちんと、先ほど千葉幸男委員からもお話しがありましたけれども、2人では無理だと。

やはり再編を考えることをしっかりしていかなければいけないと、まず基本路線です。

基本路線は、そういうある程度の交通ネットワークはきちんとつくと。

あとは、やはり昔あった路線だからどうのこうのではなくて、きちんと考えていくと。

それはきちんと皆さん、議員さん等も、それから地域の方々とお話ししながら考えるということだと思いますし、あとはやはりラストワンマイルという、その地域の足をどういうようにそこにつなげていくかだと思いますので、頂いた資料では29ページにあったのですが、やはり地域の少量輸送サービスというのは、それは法的には運送法には引っかからない案件ではありますので、皆さんでその便乗をするとか、乗せてもらうとか、そういうことだと思うので、どういう約束でやるかだけの話で、お金を取るというか、実費がかかる分だけ負担していただく話なので、これは特には引っかからないと、今の状況では引っかからないみたいなので、こういうところをどう展開していくかとい

うことが私は重要だと思っていました。

今回、一般質問で出るみたいですが、猿沢地区振興会なのですから、コミュニティ・カーシェアリングということ、実証事業を実は始めます、3か月ですけれどもやってみますということなので、それは振興会で持っているリースされている車を、何か予約をもらって、どこからどこまでみたいなのをやるみたいなので、これが何か一つの事例として、そういうのがもしかしたら展開できればいいかなというように私も興味を持っておりますので、せっかく議員の皆さんと同じようなことを共有したので、ぜひそういう施策を、少し展開に御協力いただければ幸いですというように思っております。

以上であります。

委員長 : ありがとうございます。

いずれ、先進地の説明を受けて、大変ためになった内容でございました。

ただ、松本市の取組を全部一関市でやれるとは限りませんが、ただ、やはり行政が中途半端な対応ではなくて、市民の足をどうするという原点を基本に、参考にして、取り入れることができるところは、ひとつ取り入れていただきたいと思っておりますし、部長が持ってきた資料なども担当の皆さんが共有して、もっと知りたいことがあったら松本市に問合せをして、確認してから実施に向ける必要があるかと思っておりますし、それから、トップのほうにも、こういうことをやっている、非常に一生懸命やっているところがありますということで、体制を強化してもらいなり、そういうことでないと、確かに2人、3人でこんな大変なことをやるというのは限界があると思うのです。

そのように、ひとつ部長のほうから、体制を含めて、今回の視察の成果を市政に反映できるようにお願いしたいと思います。

では、皆さん、なければ、この視察の内容の皆さんとの意見交換はこの辺で終わりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、以上で、意見交換を終わりたいと思っております。

以上で、調査項目についてを終了します。

職員退席のため、休憩します。

( 休憩 11:42~11:43 )

委員長 : 再開します。

次に、その他に入ります。

次回の委員会について、協議します。

暫時休憩します。

( 休憩 11:43~11:44 )

委員長：再開します。

次回の委員会について、お諮りいたします。

次回は、6月11日、火曜日、午後1時25分から委員会を開催し、所管事務調査を行いたいと思います。

内容は、当委員会の調査項目であります「空き家バンクによる空き家流通対策について」の調査活動の一環として、長野県中野市の「中野市空き家バンク事業について」オンラインでの先進地視察を行います。

視察先との調整等につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、さよう決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、さよう実施することとし、議長に対し調査実施の手続等を取り運びます。

なお、視察先に対する質問事項及び役割分担については、さきに中止となった5月29日の行政視察の内容と同様とすることとし、視察の記録、報告書の作成を佐藤幸淑委員に担当していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

それでは、そのほか委員の皆様から何かございませんでしょうか。

千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：公共交通、実際に見たほうがいい。

まず、大東地域に行って見たりして、デマンドに乗ってくるか乗ってこないか、市営バスも含め、実際に見たほうがいい、がっかりくるから、本当に。

ぜひ当局と日程調整して、何かの集まりのときにでも、そんなに時間を取らないで。

委員長：今、お聞きのように、千葉幸男委員より、先ほどテーマに上がったこの公共交通について、市内での取組を現地確認をしたほうがいいのではないかという提案がありましたけれども、この内容について、日程を調整しながら取り組むことにしていいのでしょうか。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：これについても、具体的な取組は正副委員長に御一任願って、改めて担当部長と協議しながら、具体的にお示ししたいと思いますので、よろしく願います。

そのほか委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、その他を終わります。  
これもちまして、本日の委員会を終了します。  
御苦労さまでした。

(午前11時47分 終了)